

京都市配食サービス事業に係る業務内容

京都市配食サービス事業に係る業務内容は下記のとおりとする。

なお、甲は京都市とし、乙は配食サービス事業者とする。

1 事業実施期間

委託契約締結日から平成27年3月31日まで

2 配食地域

乙が、京都市全域のうち、おおむね午前11時から午後1時までの間に、京都市配食サービス事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、要綱第3条に規定するサービス（以下、「配食サービス」という。）の提供が行える範囲を配食地域とする。

なお、乙は、要綱に基づき、配食サービスの提供の決定を受けた者（以下、「利用者」という。）の希望には、誠実に対応しなければならない。

3 業務内容

(1) 事前訪問

ア 乙は、配食サービスの実施にあたり、サービスの実施について必要な事項を利用者に説明するために事前訪問を行うものとする。

イ 乙は、事前訪問にあたっては、サービス内容の説明、食事の受渡し方法、料金の徴収方法の確認等について、口頭又は書面をもって行うこととする。

(2) 栄養バランスのとれた食事の調理

ア 献立は、栄養士が作成することとし、作成した献立は、事前に利用者に提示することとする。

イ 献立の作成及び調理にあたっては、変化に富んだ献立内容となるよう努めるとともに、含まれるエネルギー量や栄養素等について配慮し、高齢者の心身の特性に配慮した献立、調理、味付けとする。

ウ お粥、刻み食等の特別な調理方法について可能な限り対応することとする。

(3) 居宅への配達

ア 配食時には、食事の保温及び保冷に努めることとする。

イ 配食に当たっては、届けた食事について、早めに食べることを、食べ残しは惜しまずに捨てること等を利用者に徹底することとする。

(4) 配食時における利用者への安否の確認

ア 配食時には利用者への声かけにより、必ず安否の確認を行うこととする。

イ 安否の確認ができない場合又は安否の確認の際に異常を発見した場合は、必要な関係機関へ連絡する等、適切な対応を速やかに行うこととする。

4 利用料の徴収

乙は、1食あたり500円（ただし、消費税及び地方消費税38円を含む。）を上限として利用者から利用料を徴収する。

5 衛生管理

- (1) 乙は、配食サービスの実施にあたって、保健センター等の指導を遵守し、衛生管理を徹底し、食中毒の防止に万全を期すものとする。
- (2) 前項における衛生管理については、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管理の徹底を図るものとする。

7 事故発生時の対応

- (1) 乙は、事故防止に十分留意することとし、配食サービスについて何らかの事故（感染症等）が発生した場合は、適切な処置を行うとともに、速やかに関係機関に報告を行うこととする。
- (2) 事故及び配食従事者の急病、交通機関の遅延等により配食が困難な場合には、代わりの者が配食を行う等、利用者に不利益が生じさせないよう努めることとする。

8 受託者の義務

- (1) 乙は、業務の従事者に対し本事業の必要な研修を実施し、資質の向上に努めることとする。
- (2) 乙は、日頃から利用者の声を把握するよう心がけ、配食サービスの質の向上に努めることとする。
- (3) 乙は、利用者からの要望及び苦情等があった場合には、業務の改善等に努めることとする。
- (4) 乙は、事業実施に際しては、要綱、京都市配食サービス事業取扱事務マニュアル、その他関係法規を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 甲は、必要があると認めたときは、乙の業務の実施状況を調査することができる。
- (2) この業務内容に定めのない事項又は疑義のある場合は、甲と乙がその都度協議のうえ、実施するものとする。